一般社団法人　日本自動車機械工具協会　大阪支所
大阪府東大阪市長田東三丁目三番三十二号東洋交易ビル三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　広島支所
広島県広島市西区観音新町一丁目十八番九号第二菱興ビル二階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　広島支所岡山分室
岡山県倉敷市鳥羽八十番地十八中庄コリーヌ西　F一〇一
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　高松支所
香川県高松市松島町一丁目十三番十号カントビル三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　福岡支所
福岡県福岡市博多区諸岡三丁目二十五番二号杵の川ビル一〇二号

四　変更の日
平成二十六年一月二十日

○東北地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十日

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
須賀川市大字森宿字向日向一八番二から同市大字森宿字向日向二九番五二まで	前	三三・二〇～六一・〇五（メートル）	〇・〇四四（キロメートル）
	後	三三・二〇～六一・〇五（メートル）	〇・〇四四（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○関東地方整備局告示第二十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月三十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　25
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建築検査協会株式会社
関東地方整備局長　深澤　淳志
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	大藪　繁

(2)　変更年月日
平成二十六年一月二十四日

○中部地方整備局告示第十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号
中部地方整備局長　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社トータル建築確認評価センター
三(1)　住所の変更

変更前	三重県鈴鹿市西条三丁目二番八号
変更後	三重県鈴鹿市西条一丁目七番七号

(2)　変更年月日
平成二十六年一月二十二日

○中国地方整備局告示第九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月十六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十日

中国地方整備局長　栗田　悟

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
岡山県玉野市後閑1475番地の3　㈱正岡コンサルタント　代表取締役　伊東　和彦	鹿児島県薩摩川内市勝目町字山口田6314番地1　大管化成工業㈱　山梨県大月市初狩町下初狩456番地1　永和国土環境㈱	7—14—H—001	マサオカ浄化槽　MCR型—S
		〃　—1	〃　MCR型—T
		〃　—2	〃　MCR型—U

○中国地方整備局告示第十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月十六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十日

中国地方整備局長　栗田　悟

○国土交通省告示第七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
供養佛沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県仙北市田沢湖田沢
字供養佛　三番二　一号
三番　二号
三番一　二十八号
字先達　二三〇番一　三号から十一号まで及び十九号から二十五号まで
二三〇番二　十二号から十八号まで、二十六号及び二十七号